○ 経営体育成促進事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産省農林水産事務次官通知)新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

第1 趣旨

経営体育成促進事業は、<u>農業競争力強化農地整備事業(農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)</u>第2の1及び3に規定する事業をいう。)等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図ることを目的とする。

TE.

後

改

第2 事業の内容

経営体育成促進事業は、第4の(1)に規定する事業(以下「対象事業」という。)の実施に当たり、効率的かつ安定的な経営体の育成と農用地の利用集積を促進するため、第3の実施要件に基づき、担い手育成農地集積事業(対象事業の実施地区において行われる担い手(農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件(平成16年4月1日農林水産省告示第891号。以下「告示」という。)第一号に規定する基準に適合する農業者及び農業者の組織する団体をいう。以下同じ。)への農用地の利用集積を促進するため、対象事業に係る農家負担金の軽減に資するよう、当該農家負担金について株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)が、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業を営む者(以下「貸付対象者」という。)に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費(農用地の改良又は造成に係る事業費に限る。以下同じ。)の10%以内(農家負担金が対象事業の年度事業費の12%以下の場合にあっては、当該負担金の6分の5以内)に相当する額の無利子資金(以下「担い手育成農地集積資金」という。)の貸付けを行う事業をいう。)を行うものとする。(削る。)

第3 事業の実施要件等

- 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を勘案できるものとする。
 - (1) 次の全てを満たすこと。

ア・イ (略)

(2) ~ (6) (略)

第1 趣旨

経営体育成促進事業は、<u>農業競争力強化基盤整備事業(農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)</u>第2の1及び2に規定する事業をいう。)等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図ることを目的とする。

行

現

第2 事業の内容

経営体育成促進事業は、第4の(1)に規定する事業(以下「対象事業」という。)の実施に当たり、効率的かつ安定的な経営体の育成と農用地の利用集積を促進するため、第3の実施要件に基づき、以下の内容の事業を行うものとする。

担い手育成農地集積事業

対象事業の実施地区において行われる担い手 (農業経営基盤強化促進法施行令附則第2項の農林水産大臣の定める基準を定める件 (平成16年4月1日農林水産省告示第891号。以下「告示」という。)第一号に規定する基準に適合する農業者及び農業者の組織する団体をいう。以下同じ。)への農用地の利用集積を促進するため、対象事業に係る農家負担金の軽減に資するよう、当該農家負担金について株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫(以下「公庫」と総称する。)が、土地改良区、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農業を営む者(以下「貸付対象者」という。)に対し、農業基盤整備資金の貸付けと併せて対象事業の年度事業費(農用地の改良又は造成に係る事業費に限る。以下同じ。)の10%以内(農家負担金が対象事業の年度事業費の12%以下の場合にあっては、当該負担金の6分の5以内)に相当する額の無利子資金(以下「担い手育成農地集積資金」という。)の貸付けを行う事業

第3 事業の実施要件等

- 1 本事業の実施に当たっては、次のいずれかの要件を満たすものとする。なお、告示第一号の基準については、市町村が農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第6条の規定に基づき定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(以下「基本構想」という。)を勘案できるものとする。
 - (1) 次の全てを満たすこと

ア・イ (略)

(2) ~ (6) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

第4 実施対象地区

(略)

- (1) 次のアから才までに掲げる事業のいずれかを実施していること。
- ア <u>農業競争力強化農地整備事業実施要綱(平成30年3月30日付け29農振第2604号農林水産事務次官依命通知)</u>第2の1に規定する農地整備事業及び<u>3</u>に規定する草地畜産基盤整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの
- イ 水利施設等保全高度化事業実施要綱 (平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務 次官依命通知) 第2の2に規定する特別型のうち、農村振興局長が別に定めるもの

ウ(略

- 工 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次 官依命通知) 第2の1の(2)の①のアの(ア)に規定する農地整備及び(イ)に規定する水利 施設整備のうち、農村振興局長が別に定めるもの
- ★ 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知)別表1の1の(1)のアの(ア)に規定する農地整備事業及び(エ)に規定する草地畜産基盤整備事業並びにイの(オ)に規定する水利施設等整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの

(2) • (3) (略)

第5 事業の申請及び採択

(略)

- 1 担い手育成農地集積事業
 - (1) 知事は、貸付対象者から担い手育成農地集積事業を実施したい旨の申請があった場合には、第4の(1)のア、イ及びウに係るものについては採択希望年度の前年度の11月30日まで、また、同号工及び才に係るものについては当該施策の着手時までに事業採択申請書(別記様式1)に促進計画等計画書を添付の上、地方農政局長(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)。(2)及び(3)並びに第8の1及び2において同じ。)を経由して(北海道にあっては、直接)農林水産大臣に提出するものとする。なお、第4の(1)のウについては、地域の実情に応じて、被災地域の農業・農村の復興・再生を速やかに図る必要が緊急に生じた場合においては、年度途中の事業採択申請書の提出を認めるものとする。

 $(2) \sim (4)$ (略)

2 (略)

第6 事業の実施報告等

知事は、経営体育成促進事業実施期間中、毎年度、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に対し、経営体育成促進事業の実施状況等について報告するものとし、地方農政局長等は、経営体育成促進事業の適正かつ円滑な実施のため、知事に対し助言、指導その他所要の措置を行うものとする。

第7 (略)

第8 要件未達成の場合の措置

 $1 \sim 4$ (略)

5 知事が、農業競争力強化農地整備事業実施要領(平成30年3月30日付け29農振第2605号・29生

 $2 \sim 5$ (略)

第4 実施対象地区

(略)

- (1) 次のアから工までに掲げる事業のいずれかを実施していること。
- ア <u>農業競争力強化基盤整備事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第2091号農林水産事務次官依命通知)</u>第2の1に規定する農地整備事業及び<u>2</u>に規定する草地畜産基盤整備事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの

(新設)

イ (略)

- ウ 農山漁村地域整備交付金実施要綱 (平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知) 第2の1の(2)の①の(ア)に規定する<u>農地整備事業及び(オ)に規定する草地畜産基盤整備事業</u>のうち、農村振興局長が別に定めるもの
- 沖縄振興公共投資交付金交付要綱(平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官 依命通知)別表1の1の(1)のアに規定する農地整備事業及びウに規定する草地畜産基盤整備 事業のうち、農村振興局長が別に定めるもの

(2) • (3) (略)

第5 事業の申請及び採択

(略)

- 1 担い手育成農地集積事業
- (1) 知事は、貸付対象者から担い手育成農地集積事業を実施したい旨の申請があった場合には、第4の(1)のア<u>及びイ</u>に係るものについては採択希望年度の前年度の11月30日まで、また、同号<u>ウ及びエ</u>に係るものについては当該施策の着手時までに事業採択申請書(別記様式1)に促進計画等計画書を添付の上、地方農政局長(沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長(以下「沖縄総合事務局長」という。)。(2)<u>(3)</u>第8の1及び<u>第8の2</u>において同じ。)を経由して(北海道にあっては、直接)農林水産大臣に提出するものとする。なお、<u>第4の(1)のイ</u>については、地域の実情に応じて、被災地域の農業・農村の復興・再生を速やかに図る必要が緊急に生じた場合においては、年度途中の事業採択申請書の提出を認めるものとする。

 $(2) \sim (4)$ (略)

2 (略)

第6 事業の実施報告等

知事は、経営体育成促進事業実施期間中、毎年度、地方農政局長(北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。)に対し、経営体育成促進事業の実施状況等について報告するものとし、地方農政局長等は経営体育成促進事業の適正かつ円滑な実施のため、知事に対し助言、指導その他所要の措置を行うものとする。

第7 (略)

第8 要件未達成の場合の措置

 $1 \sim 4$ (略)

5 知事が、農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水

別紙

<u> 畜第1500号農林水産省農村振興局長、農林水産省生産局長通知)</u>別紙1-1の<u>第8の5</u>に規定する通知を受けた場合は、第3の1の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。

<u>産省農村振興局長通知</u>別紙1-1の<u>第6の</u>5 に規定する通知を受けた場合は、第3の1の基準を満たさない場合として取り扱うものとする。

第9·第10 (略)

第9・第10 (略)

附 則

- 1 この通知は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 <u>平成30年度における経営体育成促進事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2431号農林水産事務次官通知。以下「要綱」という。)第4の(1)のア及びイに係る事業採択申請書の提出期限は、要綱</u>第5の1の(1)の規定にかかわらず、平成30年10月31日までとする。
- 3 要綱第5に基づき平成29年度までに採択された担い手育成農地集積事業の実施地区においては、要綱第4の(1)の規定にかかわらず、なお従前の例により実施できるものとする。